

大分市告示第169号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、
特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定する。

令和5年4月14日

大分市長職務代理者
大分市副市長 久渡 晃



1. 指定する区域

別図のとおり

（大分市大字西ノ洲1番地の一部）

2. 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項
の基準に適合していない特定有害物質の種類

- ・ふっ素及びその化合物

別図



大字西ノ洲1番地

< 起点 >

起点は、北緯33度16分24.04秒、東経131度39分34.67秒の地点とする。

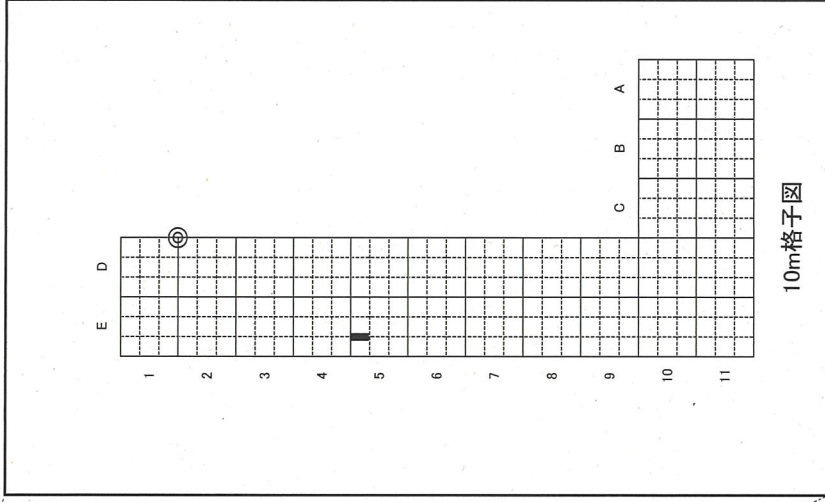
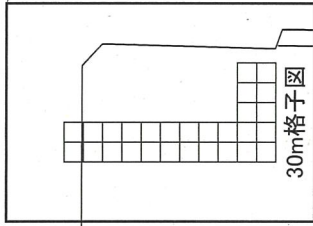
< 格子の回転角度 >

起点 72° 20' 00"

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として右回りに回転させた角度を示す。

< 凡例 >

- ◎ 起点
- 筆境界
- 形質変更時要届出区域



大字西ノ洲8番地